

## 7. 財務内容の健全性および業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

### (1)各種リスク管理の状況

(図表12)リスク管理の状況

|                                                      | リスク管理<br>部署                          | 現在の管理体制                                                                                                                                                         | 過去1年間にみられた<br>改善を要する事例の件数および概要                                                                                                                                                    |
|------------------------------------------------------|--------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 信用リスク                                                | 総合企画部<br>与信監査室<br>融資部<br>融資2部<br>公務部 | ・与信ポートフォリオ全体のモニタリング<br>・信用リスクの計量化<br>・与信ポートフォリオ会議にて経営に報告<br>・資産の自己査定<br>・取引先の格付けの決定<br>・業種別・規模別与信管理<br>・個別取引先の融資等の審査<br>・要整理貸出の管理・回収<br>・地方公共団体・国内金融機関の<br>与信管理 | ①地銀共同計量化システムの開発プロジェ<br>ク開始。信用リスク管理高度化を企図。<br>②特定業種に対する与信限度枠の<br>見直し。<br>③大口本部指定管理先対策連絡会の<br>設置(大口債権の具体的管理方針を<br>策定)。<br>④債権管理重点地区にエリア融資課長<br>を発令(10名)し、低格付先管理強化。                  |
| 金利リスク<br>(バンキング)                                     | 総合企画部<br>金融市場部                       | ・ALM会議(常務会)で経営にリスクの状況を<br>報告し、対応方針を決定<br>・市場リスク専門部会(週次)にて金利リスク<br>運営の方針を議論<br>・ALM会議の決議に沿った具体的な<br>オペレーションを実施                                                   | ①損失拡大時や市況大変動時における<br>債券運用の対応を明文化<br>(ウォーニングポイントの設定)。                                                                                                                              |
| カントリーリスク                                             | 融資部                                  | ・カントリー・リスク全般の管理<br>・国別格付、同与信枠の設定・管理                                                                                                                             | ①リスク管理強化の為、所在国ベースの<br>計数管理を追加。<br>②アジア危機への迅速な対応で与信を<br>大幅削減。                                                                                                                      |
| マーケットリスク<br>・価格変動リスク<br>・為替リスク<br>・トレーディングの<br>金利リスク | 総合企画部<br>金融市場部<br>検査部                | ・リスク量の計測、モニタリングおよび管理<br>・フロント・バックの牽制<br>・ALM会議で経営にリスクの状況を報告<br>・同会議で対応方針を決定<br>・フロントとしての日常的なリスク管理<br>・マーケットリスク管理体制の検査                                           | ①株式の売り切りおよびヘッジによる<br>価格変動リスクの縮小。<br>②ポジション管理手法の高度化を企図<br>(システム導入準備中)。                                                                                                             |
| 流動性リスク                                               | 総合企画部<br>金融市場部                       | ・リスク量の計測、モニタリングおよび管理<br>・日常的な資金繰り管理<br>(円貨)市場調達の間接構成の管理等<br>(外貨)資金不足許容枠の設定・管理<br>・リスクの兆候がある場合、流動性リスク緊急<br>対策会議を開催し対応策を議論                                        | ①流動性リスク緊急対策会議を随時<br>開催(9/下3回、10/上2回)。                                                                                                                                             |
| オペレーショナル<br>リスク                                      | 事務統括部<br>検査部<br>市場事務部<br>国際部         | ・国内営業店事務全般のリスク管理<br>・行内検査による事務水準維持向上<br>・重大事故、不正に関わるリスク管理<br>・市場性取引に関わる事務のリスク管理<br>・国内店外為、海外拠点事務のリスク管理                                                          | ①事務取扱要領をよりわかりやすくす<br>るため、事務取扱要領PTを事務統括<br>部内に設置。<br>②事務点検の体系を、相互牽制を前提<br>としたものに再構築。<br>③融資契約時のリスクへの対応として<br>金銭消費貸借契約証書を本部集中。<br>④先日付振込受託先の資金決済管理<br>強化のため、決済後送信を前提とし<br>たシステムを構築。 |
| EDPリスク<br>(ハード面)<br>(ソフト面)                           | 事務統括部<br>総務部<br>検査部                  | ・EDPリスク(建築構造等除く)全般の管理<br>・事務センター等の建築構造等の施設管理<br>・事務センター等の建築構造等の施設管理<br>・EDP部門に対するシステム監査                                                                         | ①EB系にホットスタンバイシステムを導入。<br>②システム企画を除き、開発・運用を専門<br>の関連会社に全面委託。グループ全体<br>として、EDP要員を強化。<br>③本部LANのウイルスチェックプログラムを<br>グレードアップ。                                                           |
| 法務リスク                                                | 法務室                                  | ・法務リスクの未然防止<br>・リスク顕在化後の対応                                                                                                                                      | ①コンプライアンス体制確立のため、法務室<br>を総務部から独立した組織とした。                                                                                                                                          |
| レピュテーション<br>リスク                                      | 総合企画部                                | ・レピュテーション・リスクの未然防止<br>(透明性・信頼性の高い経営姿勢、ディスコ<br>ージャー・IR活動の充実等による)                                                                                                 | ①文書管理の仕組みを見直し、情報<br>管理を強化。                                                                                                                                                        |

## (2)資産運用に係る決裁権限の状況

### イ. 資産運用の基本方針について

資産運用の基本方針については、まず、中期経営計画の中で、中長期的な運用・調達方針を決定しております。そして、毎期初の総合予算・月次計数作成過程で、預貸金のバランス等に配慮し、計画の練り直しを行っております。(中期経営計画の決定は取締役会、毎期の総合予算の設定および毎月の資金の運用・調達計画の決定は常務会で行っております。)

資金運用計画は、個人預金を中心とした安定資金をベースとし、市場性資金への依存度が過度にならないように配慮して作成しております。その中で、収益性の高い中小企業貸出および個人貸出の運用比率を高めていく方針であります。

投資債券については、リスク限度を明確にしたうえで、金利動向に留意しながら弾力的な運用を行っております。

株式運用については、価格変動リスクの大きさを踏まえ、着実に運用残高の減少を目指す方針であります。

### ロ. 貸出運用について

#### (イ)貸出運用の基本方針

融資については、「クレジットポリシー」を定めて、貸出の基本原則・基本的な考え方を明示し、日々の貸出業務の規範としております。そして、銀行全体での資金配分については、常務会である「与信ポートフォリオ会議」において方針を決定しております。

#### (ロ)貸出案件の決裁権限

個別の案件については、「本部各部決裁権限規則」および「国内融資業務に関する本部決裁権限規則」において決裁権限の委譲を定めており、そのルール内で厳格に運用しております。なお、「本部各部決裁権限規則」および「国内融資業務に関する本部決裁権限規則」の改定については、いずれも常務会において決定することとしております。

営業店長の専決権限については、「国内融資業務に関する営業店決裁権限規則」により運用しておりますが、その内容については、きめ細かく、適宜見直しを行うとともに、専決権限の範囲は保守的に運用しております。

### ハ. 有価証券運用について

投資有価証券については、「ALM会議」において全体の運用方針を決定しております。商品有価証券については、許容される損失限度額を毎期の総合予算の常務会であらかじめ決定し、担当部はその範囲内で運用を行う体制となっております。

### (3)行内企業格付、ローングレーディングによる管理の状況

#### イ. 行内企業格付について

##### (イ)行内企業格付制度の改定

行内企業格付制度は、適切な信用リスク管理や貸出金利水準の適正化などを目的として、平成9年10月に従来のを全面改定しました。概要については、以下のとおりであります。

|             | 改定後                                                                                     | 改定前                                      |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|
| 格付の段階       | 規模にかかわらずⅠ～ⅩⅡの12段階の格付を付与します。                                                             | 大中堅企業、中小企業別に各5段階の格付を付与します。               |
| 対象先         | 大中堅企業および上場中小企業は全与信先、中小企業は与信残高70百万円以上の国内与信先に付与します。ただし、自己査定債務者区分先は、各々の自己査定抽出基準により対象となります。 | 大中堅企業は全与信先、中小企業は与信残高70百万円以上の国内与信先に付与します。 |
| 評定項目        | 定量項目と定性項目の割合は7対3です。                                                                     | 定量項目と定性項目の割合は57対43です。                    |
| 財務評価の基準とする期 | 直近3期                                                                                    | 直近1期                                     |
| 自己査定とのリンク   | 低格付先(Ⅸ～ⅩⅡ)は、自己査定の債務者区分とリンクしています。なお、高格付先(Ⅰ～Ⅳ)は格付会社の格付と概ねリンクしています。                        | ありません。                                   |
| 取引方針とのリンク   | ありません。                                                                                  | 中小企業に対し取引態度を組み合わせ付けて付与します。               |
| 格付認定部       | 与信監査室                                                                                   | 融資部                                      |

##### (ロ)行内企業格付の特徴

- 格付は12段階となっており、高格付先は格付会社の格付と概ねリンクし、低格付先は自己査定の債務者区分とリンクしております。
- 格付を信用リスク計量化のインフラとして活用するため、財務体質による格付のみとし、信用リスク管理に影響をおよぼす可能性がある取引態度による格付は存在しません。
- 評定にあたっては、財務比率や規模等の財務定量項目を重視します。
- 格付の見直しは、年1回としております(ただし、自己査定債務者区分先(格付Ⅸ以下の先)は年2回自己査定時に行います)。
- 格付は審査担当部署から独立した部署(与信監査室)で決定します。

ロ. 行内企業格付制度の一覧

| 格付記号  | リスクの程度    | 定 義                                              | 評点範囲         | 格付のイメージ                                        | 備 考      |
|-------|-----------|--------------------------------------------------|--------------|------------------------------------------------|----------|
| I     | 安全先       | 債務償還の確実性は最高水準。                                   | 200～170点     | 外部格付 AA 以上。                                    |          |
| II    | リスク僅少先    | 債務償還の確実性は最高水準に近い。                                | 169～157点     | 外部格付 AA-～A-に相当。                                |          |
| III   | リスク小先     | 債務償還の確実性は高い。ただ将来一時的に確実性を低下させる要因が存在する可能性がある。      | 156～144点     | 外部格付 A～BBB+に相当。                                |          |
| IV    | 平均比良好先    | 債務償還の確実性は十分であるが、将来確実性を低下させる要因が存在する可能性がある。        | 143～134点     | 外部格付 BBB+～BBB-に相当。旧中小企業格付体質Ⅰに相当。               |          |
| V     | 平均比やや良好先  | 債務償還の確実性は十分であるが、将来確実性を低下させる要因が存在する。              | 133～123点     | 旧中小企業格付体質Ⅱに相当。                                 |          |
| VI    | 平均水準先     | 債務償還の確実性は当面問題ないが、将来確実性が低下する可能性がある。               | 122～113点     | 旧中小企業格付体質Ⅱ～Ⅲの中間に相当。                            |          |
| VII   | 許容範囲先     | 債務償還の確実性は当面問題ないが、将来確実性が低下する可能性が高い。               | 112～106点     | 旧中小企業格付体質Ⅲに相当。                                 |          |
| VIII  | 予防的管理先    | 債務償還の確実性は不十分であり、将来に懸念がある。                        | 105～91点      | 旧中小企業格付体質Ⅳに相当。                                 | 自己査定抽出対象 |
| VIII- |           | 予防的管理先の中でも要注意先になる可能性が高い。                         | 90点以下        | 旧中小企業格付体質Ⅳ～Ⅴに相当。                               |          |
| IX    | 要注意先 1    | 債務償還上問題が顕在化しているか、ないしは顕在化する可能性が高い先で、今後の管理に注意を要する。 | 自己査定分類基準にリンク | 自己査定の債務者区分(要注意先～破綻先)にリンク。大蔵省検査、日銀考査の分類基準ともリンク。 |          |
| X     | 要注意先 2    | 債務償還上問題が顕在化しており、今後の管理に注意を要する。                    |              |                                                |          |
| X I   | 破綻懸念先     | 経営難の状況にあり今後経営破綻に陥る可能性が大きい。                       |              |                                                |          |
| X II  | 実質破綻先・破綻先 | 経営破綻または実質的な経営破綻の状況にある。                           |              |                                                |          |

## ハ. 行内企業格付による管理の状況について

行内企業格付による債権管理の具体的な方策については以下のとおりであります。

### (イ) 貸出金利水準の適正化

平成9年10月に、格付ごとのデフォルト率および経費を加味して定めた「金利ガイドライン」を制定し、これに基づき、適正な利鞘の確保に努めております。

平成10年度上期は預貸金利鞘が 0.57%となり、前年同期比 0.21%改善いたしました。

### (ロ) 低格付先に対する信用リスク管理の徹底

#### A. 大口本部指定管理先対策連絡会の設置

平成10年6月に、経営レベルで構成する「大口本部指定管理先対策連絡会」を設置し、与信額30億円超の低格付先を「大口本部指定管理先」として、管理を強化しております。当連絡会では、定期的に会合を持ち、個別案件の保全強化策等を具体的に決定しております。

あわせて、平成10年度より格付X・X I 先の信用リスク削減を年度目標とし、全営業店において、リスク管理の徹底を図っております。

#### B. 審査人員の増強

低格付先や特定業種を担当する審査ラインを平成9年以降3名増員し、低格付先に対する本部審査スタッフの陣容を増強しております。

また、低格付先の債権管理の方針策定や具体的手法を営業店に出向いて直接指導・支援するため、本部要員をあらたに配置するなど、営業店に対する本部バックアップ体制も強化しております。

#### C. 決裁権限の改定

平成10年10月に、「国内融資業務に関する本部決裁権限規則」を格付をベースとした体系に改定し、低格付先の決裁権限に制限を加えております。

## ニ. ローングレーディングについて

ローングレーディングについては現状未対応であり、今後の重要課題と認識していますが、以下のインフラの整備に着手しております。

### (イ) インフラの整備

平成10年11月に、債権単位で実質信用額(貸出－担保等×回収率)やリスク経費調整後収益額等が把握できる管理資料を作成しております。稟(回)議書(融資審査書類)の添付資料として活用しております。

### (ロ) 自己査定における債権単位のリスク管理

自己査定において、条件変更した債権や返済期間が極端に長い債権など、貸出条件による査定は、債権単位で行っており、ローングレーディングの考え方を取り入れたものとなっております。

#### (4)資産内容

#### イ. 金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律第3条第2項の措置後の財務内容

(図表13)法第3条第2項の措置後の財務内容

|                   | 11/3月末<br>見込み<br>(億円) | 保全部分を除いた分の引当方針および具体的な目標計数                                                                                      |
|-------------------|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | 2,059                 | Ⅲ・Ⅳ分類債権の全額を引当てる方針であります。                                                                                        |
| 危険債権              | 3,435                 | Ⅲ分類債権に対し、今後3年間の予想損失額を引当てる方針であります。予想損失率は50%程度と見込まれますが、金融再生委員会の「資本増強に当たっての償却・引当に対する考え方」を踏まえ、75%を予想損失率とする方針であります。 |
| 要管理先債権            | 700                   | 債権額の15%を予想損失額として引当てる方針であります。                                                                                   |
| 正常債権              | 80,594                |                                                                                                                |
| 要注意先債権<br>(自己査定)  | 16,663                | 債権の平均残存期間の予想損失額を引当てる方針であります。                                                                                   |
| 正常先債権             | 63,931                | 今後1年間の予想損失額を引当てる方針であります。                                                                                       |

#### 自己査定・金融再生法開示基準・リスク管理債権情報開示基準の関係

(単位: 億円)

| 自己査定基準 | 金融再生法基準 | リスク管理債権開示基準 |
|--------|---------|-------------|
|--------|---------|-------------|

|       |        |                   |         |                   |         |           |       |
|-------|--------|-------------------|---------|-------------------|---------|-----------|-------|
| 破綻先   | 902    | 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | 2,059   | 破綻先債権             | 902     |           |       |
| 実質破綻先 | 1,157  | 内実質破綻先            | (1,157) | 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | (1,157) |           |       |
| 破綻懸念先 | 3,435  | 危険債権              | 3,435   | 危険債権              | (2,343) |           |       |
|       |        |                   |         | 延滞債権              | 3,500   |           |       |
|       |        |                   |         | 非開示危険債権           | 734     |           |       |
| 要注意先  | 17,363 | 要管理先債権            | 700     | 危険債権              | (200)   | 危険債権      | (158) |
|       |        |                   |         | 要管理先債権            | (100)   | 要管理先債権    | (400) |
|       |        |                   |         | 3か月以上延滞債権         | 300     | 貸出条件緩和債権  | 558   |
|       |        |                   |         | 非開示要管理先債権         | 100     | 非開示要管理先債権 | 100   |
|       |        | 正常債権              |         |                   |         |           |       |
|       |        | 内自己査定要注意先         | 16,663  |                   |         |           |       |
| 正常先   | 63,931 | 内自己査定正常先          | 63,931  |                   |         |           |       |

ロ. 全銀協統一開示基準

(図表14)リスク管理債権情報(注1)

(億円、%)

|                       | 10/3月末<br>実績 | 10/9月末<br>実績 | 11/3月末<br>見込み |
|-----------------------|--------------|--------------|---------------|
| 破綻先債権額(A)             | 987          | 820          | 902           |
| 会計上の変更により減少した額(注2)    |              |              |               |
| 延滞債権額(B)              | 1,647        | 2,041        | 3,500         |
| 3か月以上延滞債権額(C)         | 319          | 193          | 300           |
| 貸出条件緩和債権額(D)          | 1,008        | 925          | 558           |
| ①金利減免債権               | 139          | 80           | 58            |
| ②金利支払猶予債権             | 0            | 0            | 0             |
| ③経営支援先に対する債権          | 195          | 195          | 300           |
| ④元本返済猶予債権             | 673          | 649          | 200           |
| ⑤その他                  | 0            | 0            | 0             |
| 合計(E)=(A)+(B)+(C)+(D) | 3,963        | 3,981        | 5,260         |
| 比率 (E)/総貸出            | 4.92%        | 4.87%        | 6.41%         |
| 個別貸倒引当金(F)            | 2,346        | 2,042        | 2,654         |
| 引当金 (F)/(E)           | 59.18%       | 51.29%       | 50.46%        |

(注1)全銀協の「有価証券報告書における「リスク管理債権情報」の開示について」(平成10年3月24日付、平10調々第43号)の定義に従うものとし、貸出条件緩和債権について複数の項目に該当するものについては最も適当と判断した項目に計上すること。

(注2)会計方法の変更により資産から控除される間接償却部分。

## (5)償却・引当方針

### イ. 従来の償却・引当方針

#### (イ)正常債権および要注意先債権の貸倒実績率の算定方法

過去の貸倒実績率に基づき、所要貸倒引当率を算定しています。貸倒実績率(毀損率)は、平成9年3月末基準の自己査定(試行)の結果(一部日銀審査結果)をもとに、償却額等の累計額(平成9年9月期以降直近決算まで)を毀損額として、以下のとおり保守的に算出しております。

##### A. 貸倒実績率(毀損率)

「貸倒実績率(毀損率) = 毀損額 ÷ 自己査定分類債権額」と計算いたします。

##### B. 毀損額

毀損額は、償却額(直接・間接)、共同債権買取機構売却損、債権放棄額の合計額としております(毀損額 = 償却額(直接・間接) + 共同債権買取機構売却損 + 債権放棄額)。

平成9年9月末、10年3月末、10年9月末の処理額の合計を使用しております。

対象債権は、貸出金、支払承諾、外国為替、および貸出関係未収利息であります。

証券化、バルクセールの損失は含んでおりません。

##### C. 自己査定分類債権額

平成9年3月末の自己査定(試行)の結果を使用しております。

##### D. 注意事項

毀損率の分母である平成9年3月期の自己査定分類債権額は、貸出金および支払承諾のみであります。

分子である毀損額は、平成9年9月末の処理分については、貸出金および支払承諾のみを算入し、10年3月末以降については、貸出金、支払承諾、外国為替、および貸出関係未収利息の4科目を算入しております。

所要貸倒引当率は、貸倒実績率の小数点第2位を切り捨てて算出しております。

#### (ロ)破綻懸念先債権の必要償却・引当額の算定額の考え方

##### A. 原則的な引当額の算定方法

原則として、債務者毎に必要な償却・引当額を算定しております。

債務者ごとの債権額から担保処分および保証履行による回収が可能と認められる額を控除し、残額のうち回収見込み額を減算した必要額を債権償却特別勘定に計上しております。

## B. 回収見込み額

破綻懸念先債権の回収見込額については、以下の定量的・定性的要因を総合的に勘案して決定しております。

- ① 債務者の経営状況
- ② 担保・保証の有無と担保価値
- ③ 債務超過の程度
- ④ 延滞の期間
- ⑤ 事業活動の状況
- ⑥ 完成途上のプロジェクトの完成見通し
- ⑦ 銀行等金融機関ならびに親会社の支援状況
- ⑧ 再建計画の実現可能性
- ⑨ 今後の収益および資金繰りの見通し
- ⑩ その他債権回収に関係のある一切の定量的・定性的要因

## C. 個別に必要償却・引当額を算定することが困難な場合

個別に必要償却・引当額を算定することが困難な場合は、与信金額および自己査定の形式区分にしたがい、以下のとおり所要貸倒引当率を設定しております。

|                       |       |
|-----------------------|-------|
| (a) 与信額10億円以上の先       | 50.0% |
| (b) 与信額10億円未満の先       |       |
| ①自己査定の形式区分上、要注意先以下の先  | 20.0% |
| ②自己査定の形式区分上、破綻懸念先以上の先 | 40.0% |

### (c) 上記の所要貸倒引当率の設定の考え方

上記(a)の所要貸倒引当率は、昨今の経済情勢を鑑み、保守主義の原則から、50.0%としました。

また、上記(b)の所要引当率は、以下の考え方に基づいております。

平成9年3月基準の自己査定(試行)の結果を期首残高として、1年半の毀損率を算出した結果、破綻懸念先のうち、(b)①、②のⅢ分類債権の毀損率が、各々21.1%、39.8%となったため、同程度の所要貸倒引当率を設定いたしました。

なお、平成8年4月基準の大蔵省検査の分類債権額を期首残高として、毀損率(2年間)を算出した結果、破綻懸念先のⅢ分類債権全体の毀損率は、38.05%となっております。

### (ハ)破綻・実質破綻先債権の必要償却・引当額の算定額の考え方

自己査定におけるⅢ・Ⅳ分類の債権額の100%相当額の貸倒引当金を計上しております。

## ロ. 公的資金による株式等の引受け等を踏まえた自主的・積極的な償却・引当方針

～詳細については、「図表15」および「二. 行内企業格付ごとの償却・引当の目途」をご参照ください。

### (イ)正常債権に対する償却・引当方針

正常債権に対しては、今後1年間の予想損失額相当の貸倒引当金を計上いたします。

### (ロ)要注意先債権に対する償却・引当方針

要注意先債権に対しては、債権の平均残存期間の予想損失相当額の貸倒引当金を計上いたします。

ただし、要注意先債権の中で要管理先債権(保全部分を除いた分)については、債権額の15%相当の貸倒引当金を計上いたします。

### (ハ)破綻懸念先債権に対する償却・引当方針

破綻懸念先に対しては、原則として、今後3年間の予想損失額相当の貸倒引当金を計上いたします。

なお、金融再生委員会の「資本増強に当たっての償却・引当に対する考え方」を踏まえ、Ⅲ分類債権の75%相当額を貸倒引当金に計上いたします。

### (ニ)破綻先・実質破綻先債権に対する償却・引当方針

自己査定におけるⅢ・Ⅳ分類債権額の100%相当額の貸倒引当金を計上いたします。

### (ホ)債権放棄に対する考え方

債権放棄にあたっては、次の点を総合的に勘案したうえで対応しております。

①借り手企業、債権者など利害関係人の公平性が維持でき、また、各人のモラルハザードにつながらないこと。

②借り手企業の経営者の経営責任を明確にすることを前提として、債権放棄を行うことが借り手企業の再生につながり、かつ、残存債務の回収がより確実となる等の経済合理性が存在すること。

③借り手企業が倒産に到った場合に、地域経済への打撃となるなど、公共性があり、社会的な影響が大きいこと。

(参考)償却・引当方針の対照表

|             | 従来の償却・引当方針                                                                                                                                                                                                | 今後の自主的・積極的な償却引当方針                                                                                                                     |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 正常債権        | 正常債権の過去の貸倒実績率から、所要貸倒引当金額を算定し、貸倒引当金を計上します。                                                                                                                                                                 | 正常債権の過去の貸倒実績率から、所要貸倒引当金額を算定し、今後1年間の予想損失額を貸倒引当金として計上します。                                                                               |
| 要注意先債権      | 要注意先債権の過去の貸倒実績率をもとに、所要貸倒引当金を算定し、貸倒引当金を計上します。                                                                                                                                                              | <p>要注意先債権の過去の貸倒実績率をもとに、所要貸倒引当金を算定し、債権の平均残存期間の予想損失相当額を貸倒引当金に計上します。</p> <p>要注意先債権のうち、要管理先債権(保全部分を除いた分)については、債権額の15%相当額を貸倒引当金に計上します。</p> |
| 破綻懸念先債権     | <p>原則として、債務者ごとに所要貸倒引当金額を算定し、貸倒引当金に計上します。</p> <p>個別に算定することが困難な場合は次のとおり所要貸倒引当金を算定し、貸倒引当金に計上します。</p> <p>(a)与信額10億円以上の先 50%<br/> (b)与信額10億円未満の先<br/> 自己査定の形式区分上、<br/> ……要注意先以下の先 20%<br/> ……破綻懸念先以上の先 40%</p> | <p>原則として、債務者ごとに所要貸倒引当金額を算定し、今後3年間の予想損失額を貸倒引当金に計上します。</p> <p>なお、金融再生委員会の「資本増強に当たっての償却・引当に対する考え方」を踏まえ、Ⅲ分類債権の75%相当額を貸倒引当金に計上いたします。</p>   |
| 実質破綻先・破綻先債権 | Ⅲ・Ⅳ分類債権額全額を貸倒引当金に計上します。                                                                                                                                                                                   | Ⅲ・Ⅳ分類債権額全額を貸倒引当金に計上します。                                                                                                               |

(図表15)不良債権処理状況

(億円)

|                  | 9/3月期<br>実績 | 10/3月期<br>実績 | 11/3月期<br>見込み |
|------------------|-------------|--------------|---------------|
| 不良債権処理額(A)       | 1,520       | 1,498        | 1,854         |
| 個別貸倒引当金取崩額(B)    | 40          | 58           | 241           |
| 不良債権処理損失額(A)-(B) | 1,480       | 1,439        | 1,613         |
| 貸出金償却            | 25          | 12           | 1             |
| 個別貸倒引当金繰入額       | 924         | 1,076        | 1,354         |
| CCPC向け債権売却損      | 336         | 73           | 38            |
| 協定銀行等への資産売却損(注)  | -           | -            | -             |
| その他債権売却損         | 7           | 47           | 33            |
| その他              | 186         | 229          | 187           |

(注)金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第53条で定められた協定銀行等への債権売却損。

#### (11年3月期における不良債権等の徹底した処理方針)

当行は、平成11年3月期に、現在想定される不良債権・要注意債権の処理を徹底に行います。具体的には以下の措置を講じます。

実質破綻先・破綻先債権については、Ⅲ・Ⅳ分類債権の100%相当額の個別貸倒引当金を計上いたします。破綻懸念先債権については、Ⅲ分類債権の75%相当額の個別貸倒引当金を計上いたします。

この結果、個別貸倒引当金計上対象債権に関しては、93%程度のカバー率(債権に対する担保、保証、引当金の比率)となります。

要管理先債権(保全部分を除いた分)については、15%相当額の一般貸倒引当金を計上いたします。

要注意先債権については、今後3年間の予想損失額を一般貸倒引当金に計上いたします。

以上に加えて、有価証券のネット含み損730億円(10年9月期実績)の処理、共同債権買取機構に対する二次ロス負担に備えた引当金の計上(139億円)、年金の財政上の不足額処理(40億円)など、現在想定する資産健全化のための措置を積極的かつ網羅的に行う予定であります。

#### (11年度以降の不良債権等処理負担の考え方)

来年度以降、各期において、250億円前後の不良債権処理額を想定していますが、その算出根拠は以下のとおりであります。

正常債権および要注意先Ⅱ分類債権については、各々の予想損失率をベースとして毎年一定額が破綻懸念先へ移行するものとししました。破綻懸念先Ⅲ分類債権については、Ⅲ分類の貸倒実績率をベースとして毎年一定額が破綻先、実質破綻先へ移行するものとししました。

また、今後も不動産価格の下落は続くものと保守的に想定し、毎年5%の地価下落を織り込み、担保価値の下落による引当額の増加を見込みました。

(図表16)不良債権償却原資

(億円)

|           | 9/3月期<br>実績 | 10/3月期<br>実績 | 11/3月期<br>見込み |
|-----------|-------------|--------------|---------------|
| 業務純益      | 475         | 562          | 393           |
| 国債等債券関係損益 | ▲ 131       | ▲ 97         | ▲ 66          |
| 株式等損益     | 1,059       | 283          | ▲ 687         |
| 不動産処分損益   | 18          | ▲ 4          | ▲ 14          |
| 内部留保利益    | —           | 668          | 1,187         |
| その他       | 1           | ▲ 1          | 802           |
| 合計        | 1,555       | 1,507        | 1,681         |

## ハ. 管理部等における管理・回収方策

### (イ) 銀行における管理・回収方策

#### A. 不良債権に係る担保不動産の流動化を中心とした管理・回収の促進

##### (a) 基本方針

営業関連本部および営業店の連携により、共同債権買取機構へ譲渡した担保不動産を含めて、担保不動産の流動化(任意売却)を積極的に進めてきた結果、半期150億円以上の不良債権回収を実現するまでに至っております。今後、担保不動産の流動化を一層促進するために、任意売却のほか、競売を中心とした法的手段も積極的に活用する方針であります。

##### (b) その他の方策

担保不動産の流動化に際しては上記のほか、以下の手法も使い、約3,500億円流動化し、今後とも積極的にその管理・回収および流動化に努めてまいります。

##### ① 共同債権買取機構への債権売却

共同債権買取機構につきましては、従来より不良債権処理のため積極的に活用を図っており、関連ノンバンクの債権を含めた同機構への債権売却累計金額(平成10年3月期まで)は、2,088億円となっております。引き続き、その活用を図り、今後3年間で1,000億円程度の債権売却を予定しております。

##### ② 不良債権のバルクセールによる最終処分

不良債権の最終処理のため、平成10年度に、約1,000億円の証券会社を通じた海外投資家等に対する貸出債権の一括売却を実施いたしました。今後も、引当済の破綻先債権を中心に年間500～1,000億円程度の一括売却を実施していく予定であります。

##### ③ 担保不動産および不良債権の証券化

平成9年度から、海外SPCを利用した不良債権の証券化に取り組み、平成9年7月に、80億円の担保不動産の証券化を実施し、続けて平成10年2月に、競売申立済債権413億円の証券化を実施いたしました。引き続き、蓄積した証券化のノウハウを複合的に活用すべく、研究を進めてまいります。

##### ④ 直接償却の実施

法人税法の許容範囲内で、不良債権の直接償却を積極的に行い、債権額ベースで平成8年度104億円、平成9年度240億円の直接償却処理を実施いたしました。今後は、半期20億円程度の直接償却を実施する計画であります。

##### ⑤ 自己競落会社の活用

当行の自己競落会社である浜銀総合管理㈱を利用して、累計32億円を回収してまいりました。今後とも自己競落会社を積極的に活用し、年間10～20億円程度の不良債権を回収する予定であります。

## B.営業店に残る不良債権の本部移管(桜木町特別支店勘定利用)の実施

これまで営業店に残る不良債権の管理については、融資2部内の渉外・管理グループが中心となり間接的に支援してまいりましたが、今後、一定の条件を満たすものを融資2部(桜木町特別支店勘定)に移管し、集中管理することにより、効率的な債権回収を行うこととなります。

## C.桜木町特別支店における支配人制度の活用

より機動的・経済的に不良債権の回収・管理を行うために、支配人制度を活用して訴訟等、法的手段の活用を積極的に行う体制を作りました。具体的には、桜木町特別支店内に複数の支配人を配置し、それぞれの支配人に銀行を代理して裁判手続を進める権限を付与し、迅速に法的手段を活用することが可能となりました。また、訴訟費用の軽減にもつながることから、容易に法的手段を活用することが可能となりました。

## D.直接償却先・債権売却先等に対する管理・回収

当行に法的請求権または事務委任契約による管理義務が残る先については、雑益、受取手数料の極大化を図るという収益性の観点から、引き続き管理・回収に努めます。あわせて、将来に備えたサービサー業務のノウハウの蓄積にも役立てていく所存であります。

## (ロ)関連ノンバンク(浜銀抵当証券㈱)に対する管理・回収方策

当行の関連ノンバンクである浜銀抵当証券㈱に対しては、「経営改善5か年計画」に基づき、平成5年度以降5年間にわたり706億円の支援を行ってまいりました。この結果、平成10年3月期の含み損(Ⅲ分類+Ⅳ分類)を50億円にまで削減することができました。しかしながら、支援が終了したとするのは時期尚早と判断し、東京国税庁の内諾を得て、経営改善計画の2年延長に合わせて、支援期間も延長する措置を講じることにいたしました。

今回、金融機関の早期健全化を促す新法の基本精神を尊重し、今期中に最大限の支援を一括して実施し、上記の「経営改善計画」に先行して、当社に対する支援を完了させることにいたしました。この結果、当社の損失相当額109億円(無税償却、CCPC第2方式、一般貸倒引当金)を追加支援する予定であります。

## 二. 行内企業格付ごとの償却・引当の目途

金融監督庁検査における指摘事項および「金融検査マニュアル(中間とりまとめ)」の考え方、ならびに金融再生委員会の「資本増強に当たっての償却・引当についての考え方」を踏まえ、償却・引当の目途として以下の対応を行います。

### (イ)正常先(格付Ⅰ～Ⅷ)に対する償却・引当の目途

- A. 正常先に対しては、今後1年間の予想損失相当額を貸倒引当金に計上いたします。
- B. 予想損失額は、自己査定の試行開始以降の貸倒実績率および倒産確率、平成8年4月大蔵省検査以降の貸倒実績率および倒産確率、当行の信用リスク計量化分析に基づく格付別デフォルト率を参考として、今後の経済環境の変化・融資方針の変化・ポートフォリオ構成の変化等を斟酌したうえで、将来の予想損失率を求め、これに必要な修正を加えて算定いたします。

### (ロ)要注意先(格付Ⅸ～Ⅹ)に対する償却・引当の目途

- A. 要注意先債権に対しては、債権の平均残存期間の予想損失相当額を貸倒引当金に計上いたします。
- B. 予想損失額は、上記(イ)Bと同様の考え方で算出いたします。

### (ハ)要管理先に対する償却・引当の目途

- A. 要注意先の中で、要管理先債権(保全部分を除いた分)に対しては、その15%を予想損失額とし、同額を貸倒引当金に計上いたします。

### (ニ)破綻懸念先(格付ⅩⅠ)に対する償却・引当の目途

- A. 破綻懸念先債権に対しては、今後3年間の予想損失相当額を貸倒引当金に計上いたします。
- B. 予想損失額は、自己査定においてⅢ分類とされた個別債権ごとに、担保等による保全を勘案して求めた予想損失率を乗じた額とします。
- C. 予想損失率は、自己査定の試行開始以降の貸倒実績率および実質破綻・破綻先となった件数に基づく倒産確率、平成8年4月大蔵省検査以降の貸倒実績率および実質破綻・破綻先となった倒産確率、当行の信用リスク計量化分析に基づく格付別デフォルト率に基づき算定いたします。
- D. なお、平成11年3月期は、金融再生委員会の「資本増強に当たっての償却・引当に対する考え方」を踏まえ、Ⅲ分類債権額の75%を予想損失額といたします。

### (ホ)破綻・実質破綻先(格付ⅩⅡ)に対する償却・引当の目途

- A. 自己査定におけるⅢ・Ⅳ分類の債権額全額を予想損失額として、個別債権毎に貸倒引当金を計上いたします。

(図表17)過去1年間の倒産先

(件数、億円)

| 倒産1年前の<br>行内格付け | 件数 | 金額  |
|-----------------|----|-----|
| 格付Ⅰ～Ⅷおよび無格付先    | 24 | 95  |
| Ⅸ               | 32 | 104 |
| Ⅹ               | 19 | 104 |
| ⅩⅠ              | 6  | 63  |
| ⅩⅡ              | 8  | 86  |
| 総計              | 89 | 454 |

(注)小口(与信額50百万円未満)は除く。

## (6)含み損益の状況

(図表18)含み損益総括表

(億円)

|                | 10/3月末      |        |       |     |     |
|----------------|-------------|--------|-------|-----|-----|
|                | 貸借対照表<br>価額 | 時価     | 評価損益  | 評価益 | 評価損 |
| 有価証券           | 16,042      | 15,959 | ▲ 83  | 607 | 691 |
| 債券             | 7,505       | 7,590  | 85    | 90  | 4   |
| 株式             | 6,179       | 6,009  | ▲ 170 | 509 | 679 |
| その他            | 2,356       | 2,357  | 1     | 7   | 6   |
| 金銭の信託          | 258         | 258    | 0     | 0   | 0   |
| 再評価差額金(注1)     | —           | —      | 592   | —   | —   |
| 不動産含み損益(注1)    | —           | —      | —     | —   | —   |
| その他資産の含み損益(注2) | —           | —      | ▲ 303 | 438 | 742 |

(注1)「土地の再評価に関する法律」に基づき事業用の土地の再評価を実施した場合は再評価差額金を記入し、それ以外については不動産含み損益を記入のこと。

(注2)デリバティブ取引、債務保証等の偶発債務に係る損益を含む。本項目の取扱いについては、主務省令で定める基準による。なお、それ以外の方法で算出した場合はその算出方法を明記すること。

(億円)

|            | 10/9月末      |        |       |     |       |
|------------|-------------|--------|-------|-----|-------|
|            | 貸借対照表<br>価額 | 時価     | 評価損益  | 評価益 | 評価損   |
| 有価証券       | 16,268      | 15,537 | ▲ 730 | 572 | 1,303 |
| 債券         | 8,540       | 8,751  | 210   | 221 | 11    |
| 株式         | 5,798       | 4,828  | ▲ 969 | 311 | 1,281 |
| その他        | 1,929       | 1,958  | 28    | 38  | 10    |
| 金銭の信託      | 545         | 541    | ▲ 3   | 1   | 5     |
| 再評価差額金     | —           | —      | 590   | —   | —     |
| 不動産含み損益    | —           | —      | —     | —   | —     |
| その他資産の含み損益 | —           | —      | ▲ 270 | 525 | 795   |

(注)その他資産の含み損益は、金利スワップの含み損(平成10年3月末▲316億円、平成10年9月末▲382億円)が主たる要因となっております。

金利スワップは、主に固定金利貸出、私募債等の金利リスクをヘッジするために取引しておりますが、近年の金利低下により含み損が発生しております。一方で、ヘッジ対象の固定金利貸出、私募債等について時価評価した場合には、含み益を有しており、取引を一体で見た場合に含み損は発生していません。

## (7)金融派生商品等取引動向

(図表19)オフバランス取引総括表

(億円)

|                         | 契約金額・想定元本 |        | 信用リスク相当額(与信相当額) |        |
|-------------------------|-----------|--------|-----------------|--------|
|                         | 10/3月末    | 10/9月末 | 10/3月末          | 10/9月末 |
| 金融先物取引                  | 827       | 1,951  | —               | —      |
| 金利スワップ                  | 27,092    | 20,161 | 529             | 496    |
| 通貨スワップ                  | 2,236     | 2,293  | 243             | 223    |
| 先物外国為替取引                | 21,045    | 10,489 | 615             | 293    |
| 金利オプションの買い              | 158       | 203    | 1               | 2      |
| 通貨オプションの買い              | 75        | 67     | 4               | 5      |
| その他の金融派生商品              | 24        | 1,107  | 0               | 1      |
| 一括ネットティング契約による与信相当額削除効果 | —         | —      | —               | —      |
| 合 計                     | 51,458    | 36,272 | 1,392           | 1,020  |

(注)BIS自己資本比率基準ベースに取引所取引、原契約2週間以内の取引を加えたもの。

なお、現在、一括ネットティング契約は締結しておりません。

(図表20)信用力別構成(10/9月末時点)

(億円)

|                 | 格付BBB/Baa以上に相当する信用力を有する取引先 | 格付BB/Ba以下に相当する信用力を有する取引先 | その他(注) | 合 計   |
|-----------------|----------------------------|--------------------------|--------|-------|
| 信用リスク相当額(与信相当額) | 938                        | 82                       | 0      | 1,020 |
| 信用コスト           | 0                          | 1                        | 0      | 1     |
| 信用リスク量          | 2                          | 2                        | 0      | 5     |

(注)個人取引(外貨定期)、格付がない先に対するインパクトローン関連取引等。